

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について(概要)

禁忌症、入浴等の注意、適応症とは

禁忌症及び入浴等の注意:温泉法第18条第1項に基づき、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が掲示しなければならない事項。なお、掲示内容について、法令に基づく定めは無く掲示基準を地方自治法に基づく技術的助言として発出。

適応症:温泉法及びその他の法令に基づき掲示等を行う必要は無い。ただし、技術的助言として掲示基準を発出している。

温泉法(昭和23年法律第125号)第18条：温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意
- 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの。

これまでの経緯

昭和23年 温泉法施行

昭和29年 厚生省より「温泉の適応症、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」を通知

昭和42年 厚生省より「温泉の適応症、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準の一部改正」を通知

昭和57年 「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」、都道府県等の参考情報としての「温泉の適応症決定基準」を通知。※昭和29年通知は廃止

平成17年～日本温泉気候物理医学会において、改訂案の検討を開始

平成23年 改訂案に関して温泉療法医、温泉事業者、都道府県等担当者、温泉利用者に対してアンケートを実施

平成26年 パブリックコメントの実施(意見数:52件)

改訂理由

現在の禁忌症等の掲示内容の根拠となっている「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」及び「温泉の適応症決定基準」は昭和57年に定められたものであり、その策定から長い歳月が経過したことから、最新の医学的知見及び科学的根拠を反映させることが求められた。

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について

主な変更点

(1) 禁忌症の掲示基準について

① 温泉の一般的禁忌症（浴用）

| 改訂 | 現行 |
|----|---------------|
| 削除 | 妊娠中(とくに初期と末期) |

② 含有成分別禁忌症

飲用の禁忌症について、現行版では「泉質別」の記載としていた内容を改訂案では成分の濃度により分けし、含有成分別禁忌症を追加した。

| 改訂 | | 現行 | |
|---|--------------------------------------|------|--|
| ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合 | 塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など) | 塩化物泉 | 腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする |

(2) 入浴又は飲用上の注意の掲示基準について

主な変更点は下記のとおり。

- ・入浴前、入浴方法、入浴中、入浴後等に区分し、分かりやすく整理
 - ・高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
 - ・入浴前後に水分を補給すること。
- 等

(3) 適応症の掲示基準について

療養泉の一般的適応症（浴用）

- ・胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)・軽症高血圧・耐糖能異常(糖尿病)・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)を新たに追加